

名古屋市公報	平成30年 9月 5日 第1273号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規 則

- | | | | | |
|---|-------------------------|----------|--------|---|
| ○ | 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 | (住都・総務課) | (第81号) | 5 |
|---|-------------------------|----------|--------|---|

告 示

- | | | | | |
|---|--|------------|---------|----|
| ○ | 名古屋都市計画用途地域の変更 | (住都・都市計画課) | (第510号) | 9 |
| ○ | 名古屋都市計画特別用途地区の変更 | (住都・都市計画課) | (第511号) | 10 |
| ○ | 名古屋都市計画高度地区の変更 | (住都・都市計画課) | (第512号) | 11 |
| ○ | 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 | (住都・都市計画課) | (第513号) | 12 |
| ○ | 名古屋都市計画道路の変更 | (住都・街路計画課) | (第514号) | 13 |
| ○ | 名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更 | (住都・都市計画課) | (第515号) | 16 |
| ○ | 名古屋都市計画地区計画の決定 | (住都・都市計画課) | (第516号) | 17 |
| ○ | 道路位置の指定 | (住都・建築指導課) | (第517号) | 18 |
| ○ | 名古屋都市計画風致地区の変更 | (住都・都市計画課) | (第518号) | 19 |
| ○ | 名古屋都市計画公園の変更 | (住都・都市計画課) | (第519号) | 20 |
| ○ | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (健福・保護課) | (第520号) | 21 |
| ○ | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 | (健福・保護課) | (第521号) | 24 |
| ○ | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課) | (第522号) | 26 |
| ○ | 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 | (健福・保護課) | (第523号) | 28 |
| ○ | 生活保護法による指定医療機関の変更 | (健福・保護課) | (第524号) | 29 |
| ○ | 生活保護法による指定医療機関の辞退 | (健福・保護課) | (第525号) | 30 |
| ○ | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (健福・保護課) | (第526号) | 31 |

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第527号)	32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第528号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第529号)	35
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課)	(第530号)	36
○ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課)	(第531号)	37
○ 指定介護療養型医療施設の辞退	(健福・介護保険課)	(第532号)	38
○ 介護医療院の許可	(健福・介護保険課)	(第533号)	39
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第534号)	40
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第535号)	42
○ 有料公園施設の無料開放について	(緑土・緑地管理課)	(第536号)	44
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第537号)	45
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第538号)	47
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第539号)	48
教 育 委 員 会 告 示			
○ 教育委員会定例会の開催について		(第15号)	49
人 事 委 員 会 規 則			
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		(第8号)	50
交 通 局 告 示			
○ 愛知DCフリーきっぷの発売について		(第11号)	51
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について		(第12号)	55
交 通 局 管 理 規 程			
○ 連絡運輸規程の一部改正		(第17号)	57
公 告			
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)		58

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	60
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	62
○ 認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告	(市経・地域振興課)	64
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	66
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	69
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	70
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	71
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	72
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	73

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第81号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の用途廃止に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成30年 9月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第81号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表上名古屋荘の項中

「
1 号から27号まで
」を
「
1 号、3 号から10号まで、12号から20号まで、22号から24号まで、26号及び27号
」に改め、

同表大道荘の項中

「
12号から33号まで
」を「
12号から19号まで、21
号から28号まで及び30
号から33号まで
」に改め、

同表中伏屋荘の項中

「
33号から83号まで及び
85号から 150 号まで
」を「
33号から42号まで、44
号から51号まで、53号
から62号まで、64号か
ら77号まで、79号、80
号、82号、83号、85号
から97号まで、99号か
ら 108 号まで及び 110
号から 150 号まで
」に改め、

同表梅森荘の項中

「
1 号から49号まで、51
号、52号、54号、55
号、57号、59号、61号
から67号まで、69号、
70号、72号から77号ま
で、79号から91号ま
で、93号から 134 号ま
で、136 号から 139 号
まで、141 号、143 号
から 145 号まで、151
号、156 号、158 号か
ら 165 号まで、167 号
」

「

1 号から49号まで、51
号から 134 号まで、
136 号から 274 号ま
で、501 号から 519 号
まで、701 号から 719
号まで、1001号から
1016号まで、1901号か
ら1945号まで、2001号
から2051号まで、2101
号から2138号まで、
2201号から2249号ま
で、2301号から2370号
まで及び2401号から
2420号まで

を

」

から 189 号まで、191
号から 193 号まで、
195 号から 203 号ま
で、205 号から 274 号
まで、501 号から 519
号まで、701 号から
719 号まで、1001号か
ら1016号まで、1901号
から1945号まで、2001
号から2051号まで、
2101号から2138号ま
で、2201号から2210号
まで、2212号から2229
号まで、2231号から
2233号まで、2235号か
ら2237号まで、2239号
から2249号まで、2301
号から2314号まで、
2316号から2323号ま
で、2325号から2327号
まで、2329号から2331
号まで、2333号から
2337号まで、2339号か
ら2343号まで、2345号
から2349号まで、2351
号から2357号まで、
2359号から2370号まで
及び2401号から2420号
まで

に改める。

」

別表第 3 2 改良住宅に付随する駐車場の表大道荘の項中

「

1 号から11号まで

」を「

1 号から 3 号まで及び
5 号から11号まで

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 510号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 511号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 512号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 513号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 514号

名古屋都市計画道路の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画道路を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
3・5・18号 日置中野新町線	名古屋市中村区 平池町 4丁目	名古屋市中川区 十一番町 1丁目	名古屋市中川区 八熊通 5丁目
3・1・20号 伏見町線	名古屋市西区 枇杷島町字柳場	名古屋市緑区 鳴海町字天白川内	名古屋市中区 三の丸一丁目 名古屋市熱田区 伝馬一丁目
3・5・33号 深井岩井橋線	名古屋市西区 城西五丁目	名古屋市西区 幅下二丁目	名古屋市西区 城西二丁目

3・2・42号 大津町線	名古屋市北区 金城三丁目	名古屋市港区 船見町	名古屋市中区 栄三丁目 名古屋市熱田区 伝馬二丁目
3・5・43号 道徳北柴田線	名古屋市南区 三条二丁目	名古屋市南区 泉楽通 4丁目	—
3・5・44号 新堀川西線	名古屋市中区 大須四丁目	名古屋市熱田区 花表町	名古屋市熱田区 池内町
3・5・45号 光音寺内田橋線	名古屋市北区 中切町 6丁目	名古屋市瑞穂区 新開町	名古屋市中区 栄四丁目 名古屋市昭和区 高辻町
3・5・46号 浮島線	名古屋市南区 戸部下一丁目	名古屋市南区 東又兵ヱ町 2丁目	—
3・5・60号 高田町線	名古屋市昭和区 広見町 2丁目	名古屋市南区 前浜通 3丁目	名古屋市瑞穂区 妙音通 2丁目
3・5・62号 弦月宝生線	名古屋市千種区 北千種一丁目	名古屋市南区 宝生町 2丁目	名古屋市千種区 春岡通 5丁目 名古屋市南区 鯛取通 4丁目
3・5・79号 弥富相生山線	名古屋市瑞穂区 弥富町字紅葉園	名古屋市天白区 境根町	名古屋市天白区 菅田三丁目
3・1・122号 桜通線	名古屋市中村区 名駅一丁目	名古屋市千種区 池下一丁目	名古屋市東区 東桜二丁目
3・2・132号 岩井町線	名古屋市中川区 五月通 2丁目	名古屋市中区 千代田三丁目	名古屋市中村区 名駅南五丁目
3・4・143号 小栗橋線	名古屋市中川区 月島町	名古屋市中川区 露橋町字三間杵筋	—
3・5・148号 横井町五月通線	名古屋市中川区 東春田一丁目	名古屋市中川区 松葉町 3丁目	名古屋市中川区 八田町

3・4・149号 秋竹線	名古屋市中川区 長良町 3丁目	名古屋市熱田区 金山町一丁目	名古屋市中川区 尾頭橋二丁目
3・5・154号 下之一色篠原線	名古屋市中川区 大当郎二丁目	名古屋市熱田区 西郊通 2丁目	名古屋市中川区 中島新町一丁目
3・5・155号 雁道線	名古屋市熱田区 大宝一丁目	名古屋市瑞穂区 田辺通 1丁目	名古屋市瑞穂区 堀田通 2丁目
3・5・156号 豆田町線	名古屋市熱田区 白鳥町	名古屋市瑞穂区 弥富町字清水ヶ岡	名古屋市瑞穂区 堀田通 5丁目
3・2・158号 昭和橋線	名古屋市中川区 江松西町	名古屋市瑞穂区 明前町	名古屋市中川区 中島新町四丁目 名古屋市熱田区 六番三丁目
3・5・160号 豊田新屋敷線	名古屋市南区 明治二丁目	名古屋市天白区 野並一丁目	名古屋市南区 鳥栖一丁目
3・4・185号 豊門豊郷線	名古屋市南区 内田橋一丁目	名古屋市南区 内田橋二丁目	—
3・5・210号 堀川西線	名古屋市中村区 名駅南一丁目	名古屋市中村区 名駅南三丁目	名古屋市中村区 名駅南二丁目
3・5・211号 柴田線	名古屋市港区 本星崎町字北	名古屋市南区 元柴田東町 4丁目	—

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 515号

名古屋都市計画一団地の住宅施設の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画一団地の住宅施設を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画一団地の住宅施設 緑ヶ丘一団地の住宅施設

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市守山区緑ヶ丘の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 516号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 緑ヶ丘地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市守山区緑ヶ丘の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 517号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定の年月日及び番号

平成30年 8月24日 第 1号

2 指定道路の位置

名古屋市名東区新宿二丁目 159番の一部

3 指定道路の延長及び幅員

延長12.672メートル 幅員 4.000メートル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 518号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

八事風致地区 名古屋市昭和区上山町、五軒家町、汐見町、檀溪通、広路町字梅園、字松風園、字雲雀ヶ丘及び字南山、南山町、八事本町、山里町並びに山手通

名古屋市瑞穂区茨木町、柏木町、上山町、下山町、岳見町、田辺通、檀溪通 5丁目、八勝通、春山町、日向町 1丁目、日向町 3丁目、密柑山町、南山町、彌富町、彌富ヶ丘町及び陽明町

名古屋市天白区音聞山、表山二丁目、表山三丁目、八幡山、御幸山及び八事石坂

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 519号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年 8月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

2・2・910号 的場公園 名古屋市中川区的場町 3丁目

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 520号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
あつた神宮東クリ ニック	名古屋市熱田区三本松町14番 7号	平成30年 7月 1日
重工記念病院	名古屋市熱田区外土居町 7番 8号	平成30年 7月 1日
うらさと内科ハー トクリニック	名古屋市緑区浦里四丁目87番地	平成30年 7月 1日
やすまゆファミリ ークリニック	名古屋市天白区高島一丁目 204番 地	平成30年 7月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

医療法人社団康寧 会立川歯科医院徳 川診療所	名古屋市東区徳川町1503番地	平成30年 6月 1日
裕寿訪問歯科	名古屋市北区鳩岡二丁目 3番11号	平成30年 7月 1日
こじまデンタルク リニック	名古屋市緑区潮見が丘二丁目17番 地	平成30年 7月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
春岡調剤薬局	名古屋市千種区今池南25番10号	平成30年 7月 1日
三丁目調剤薬局	名古屋市千種区内山三丁目10番17 号	平成30年 7月 1日
こできグリーン薬 局	名古屋市東区古出来一丁目 1番 2 号	平成30年 7月 1日
西町調剤薬局	名古屋市北区上飯田西町 1丁目32 番地の 1	平成30年 7月 1日
ココカラファイン 薬局志賀公園前店	名古屋市北区中丸町 2丁目 5番地	平成30年 8月 1日
吹上調剤薬局	名古屋市昭和区吹上町 2丁目27番 地の 3	平成30年 7月 1日
金山薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号 — 2	平成30年 7月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名北	名古屋市西区八筋町 260番地	平成30年 6月 1日
訪問看護ステーションGARO瑞穂	名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1	平成30年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 521号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人絃明会小池眼科医院
	新	医療法人絃明会小池ハートクリニック
所 在 地	名古屋市東区古出来一丁目 1番 1号	
変 更 年 月 日	平成30年 6月28日	

医 療 機 関 名	旧	高橋医院
	新	高橋内科
所 在 地	名古屋市守山区小幡千代田14番 9号	
変 更 年 月 日	平成30年 7月 2日	

2 歯科

医 療 機 関 名	長谷川亨・歯科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中区栄四丁目17番23号
	新	名古屋市中区栄四丁目16番24号

変 更 年 月 日	平成30年 7月10日
-----------	-------------

3 訪問看護

医 療 機 関 名	つばさ訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市北区上飯田南町 5丁目 132番地
	新	名古屋市北区上飯田南町 3丁目 5番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 7月 3日	

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションハートリンク	
所 在 地	旧	名古屋市西区市場木町82番地
	新	名古屋市西区新道一丁目 5番 5号
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 522号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
あつた神宮東クリニック	名古屋市熱田区三本松町14番 7 号	平成30年 7月 1日
三菱名古屋病院	名古屋市熱田区外土居町 7番 8 号	平成30年 7月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

本多歯科医院	名古屋市東区徳川町1503番地	平成30年 6月 1日
--------	-----------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
きたがわ薬局	名古屋市北区楠三丁目 527番地	平成30年 1月 1日
吹上調剤薬局	名古屋市昭和区吹上町 2丁目27番地の 3	平成30年 7月 1日
日本調剤金山薬局	名古屋市熱田区外土居町 5番14号	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 523号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
中日調剤薬局スカイ ル店	名古屋市中区栄三丁目 4番 5号	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 524号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た かし

1 医科

医 療 機 関 名	旧	おぐり近視眼科・内科名古屋院
	新	神戸神奈川アイクリニック名古屋院
所 在 地	名古屋市中区錦三丁目16番27号	
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 525号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人一真会徳重 ウイメンズケアクリ ニック	名古屋市緑区徳重二丁目1810番地	平成30年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 526号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関
の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当
する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ナースステーションわごころ	名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地 の 185	平成30年 6月28日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 527号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
鍼灸治療院常若	名古屋市千種区下方町 5丁目68番 地	平成30年 6月 1日
久野 恵子		

2 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
あおば接骨院	名古屋市東区大幸三丁目16番20号	平成30年 6月24日

筒井 孝行		
-------	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 528号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 者 名		山盛 瑞樹
施 術 所 名	旧	たきこはり灸治療院
	新	名駅きぼう鍼灸院
所 在 地	旧	名古屋市昭和区滝子町24番11号
	新	名古屋市西区菊井二丁目 2番 3号
変 更 年 月 日		平成28年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 529号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
あおば接骨院	名古屋市東区大幸三丁目16番20号	平成30年 6月24日
筒井 孝行		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 530号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
SOMPOケ アネクスト株 式会社	SOMPOケ アラヴィーレ 名古屋中村	名古屋市中村区 黄金通 6丁目 1 番地	平成30年 5月25日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施 設入居者生活介 護
SOMPOケ アネクスト株 式会社	SOMPOケ アラヴィーレ 熱田	名古屋市熱田区 沢下町 3番19号	平成30年 5月25日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施 設入居者生活介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 531号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアラヴィーレ 名古屋中村	名古屋市中村区 黄金通 6丁目 1 番地	平成30年 7月 1日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケアラヴィーレ 熱田	名古屋市熱田区 沢下町 3番19号	平成30年 7月 1日	特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 532号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
医療法人親和 会	医療法人親和 会富田病院	名古屋市中川区か の里一丁目 301番 地	平成30年 7月31日	介護療養施設サ ービス
医療法人名南 会	名南ふれあい 病院	名古屋市南区豊田 五丁目15番18号	平成30年 7月31日	介護療養施設サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 533号

介護医療院の許可

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 107条第 1項の規定により、介護医療院として、次のとおり許可しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	介護医療院の名称	介護医療院の所在地	許可年月日	サービスの種類
医療法人親和会	医療法人親和会富田病院介護医療院	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地	平成30年 8月 1日	介護医療院サービス
医療法人名南会	介護医療院名南ふれあい病院	名古屋市南区豊田五丁目15番18号	平成30年 8月 1日	介護医療院サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 534号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥公園白鳥庭園

- (1) 平成30年 9月25日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 9時まで」とします。
- (2) 平成30年 9月22日から同月24日までの供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 9時まで」に変更します。

2 白鳥公園庭園本館

- (1) 平成30年 9月25日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時30分から午後 9時まで」とします。
- (2) 平成30年 9月22日から同月24日までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 4時30分まで」を「午前 9時30分から午後 9時まで」に変更します。

3 白鳥公園駐車場

- (1) 平成30年 9月25日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」とします。
- (2) 平成30年 9月22日から同月24日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 9時30分まで」に変更し

ます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 535号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年 8月21日 29指令住開指第98号	名古屋市天白区八幡山 604番 1外 1筆	愛知県日進市竹の山一丁目2104番地 株式会社ジャスト 代表取締役 中尾一也
平成29年 6月 5日 29指令住開指第45号	名古屋市守山区大森八 龍一丁目2708番外 2筆	名古屋市守山区大森北二丁目 101番地 株式会社S Pホールディングス 代表取締役 富田剣道
平成30年 2月 9日 29指令住開指第 246号	名古屋市守山区幸心二 丁目1228番 1外 1筆	愛知県一宮市東出町 7番 地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成29年12月12日 29指令住開指第 196号	名古屋市中川区水里四 丁目 5番	愛知県あま市七宝町伊福 河原 3番地 6 近藤勇貴

平成30年 5月 9日 30指令住開指第31号	名古屋市南区粕島町 1 丁目26番外 2筆	東京都西東京市芝久保町 4丁目26番 3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘
平成27年 5月28日 27指令住開指第41号	(第16工区) 名古屋市港区港明二丁 目 413番 2外 2筆の各 一部	名古屋市熱田区桜田町19 番18号 東邦瓦斯株式会社 代表取締役 富成義郎 名古屋市熱田区桜田町19 番18号 東邦不動産株式会社 代表取締役 佐合芳治

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 536号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放しますので、同条第 2項の規定により告示します。

平成30年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

有料公園施設の名称	無料開放日
東山公園動植物園 東山公園展望塔 白鳥公園白鳥庭園 徳川園庭園	平成30年10月21日（日）
名城公園名古屋城	平成30年10月20日（土） 平成30年10月21日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 537号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区中小田井二丁目 2番の一部及び 3番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

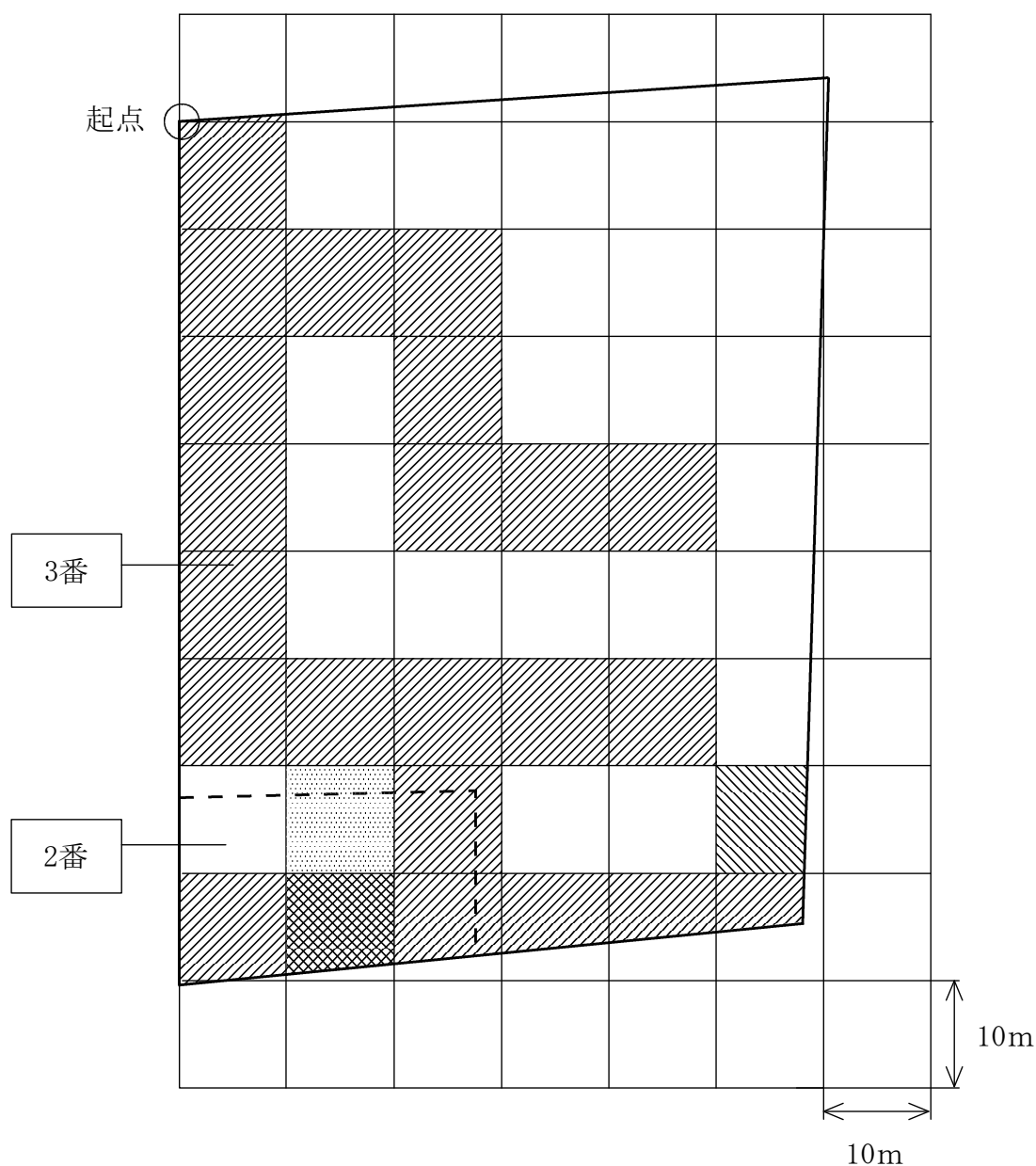
3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

西区中小田井二丁目



凡例

-  : 調査対象地
- - - - : 筆の境界
-  : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤含有量基準不適合））
-  : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 538号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成30年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成30年名古屋市告示第 129号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 539号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 8月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 240号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第15号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 9月 3日午後 4時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 8月29日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について

平成31年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画（第2次）の策定について

平成30年度一般会計補正予算について

指定管理者の指定について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月31日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 8 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「企画調整監」の次に「理事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成30年 8 月23日から適用する。

名古屋市交通局告示第11号

愛知DCフリーきっぷの発売について

連絡運輸規程の一部を改正する規程（平成30年名古屋市交通局管理規程第17号）による改正後の連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）第2条第3項の規定に基づき、愛知DCフリーきっぷを次のように発売します。

平成30年8月28日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 発売対象者

- (1) 愛知県外（隣接する県及び滋賀県は除きます。ただし、静岡県の静岡駅以遠は対象とします。）を発地とする鉄道利用の「旅行商品」を利用する者
- (2) 愛知県外（静岡駅・京都駅以遠）から愛知県内（名古屋駅／三河安城駅／豊橋駅）まで、ネット予約（エクスプレス予約・スマートEX）の早特商品にて東海道・山陽新幹線を利用する者

2 有効期間

平成30年10月1日から平成30年12月31日まで

3 料金

- (1) 大人 4,000円
- (2) 小児 2,000円

4 発売場所

東海旅客鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の旅行センター並びに委託販売会社、JR東海の駅窓口等の指定箇所

5 使用条件

- (1) 愛知ＤＣフリーきっぷは、１枚で有効期間内の使用日２日に限り、利用可能区間内のＪＲ東海の普通・快速列車普通車自由席、名古屋鉄道、名古屋市交通局の地下鉄、名古屋市観光文化交流局のなごや観光ルートバス「メーグル」、名古屋臨海高速鉄道、愛知環状鉄道、豊橋鉄道、東海交通事業 城北線、愛知高速交通東部丘陵線、近畿日本鉄道、名古屋ガイドウェイバス、名鉄バス、豊鉄バス及び岐阜バスにおいて使用することができ、その使用回数を制限しません。
- (2) 利用可能区間内のＪＲ線又は近畿日本鉄道において特急列車等を利用する場合には、別途、特急券等が、名古屋鉄道において特別車を利用する場合には、別途、特別車両券（ミューチケット）が必要です。
- (3) 各種割引証による割引は適用されません。
- (4) 本市の交通機関において使用できる期間の計算については、共通一日乗車券の例によります。ただし、使用を開始する日は、当該日の午前０時から始まるものとします。

6 発売期間

平成３０年９月１日から平成３０年１２月３０日まで

7 利用可能区間

事業者等	利用可能区間
ＪＲ東海	二川～岐阜間 名古屋～多治見間 名古屋～桑名間 大府～武豊間 豊橋～東栄間 岐阜～美濃太田間 多治見～美濃太田間
名古屋鉄道	全区間
名古屋市交通局	地下鉄全区間
名古屋市観光文化交流局	なごや観光ルートバス「メーグル」運行区間

名古屋臨海高速鉄道	全区間
愛知環状鉄道	全区間
豊橋鉄道	全区間
東海交通事業 城北線	全区間
愛知高速交通東部丘陵線	全区間
近畿日本鉄道	近鉄名古屋～桑名間
名古屋ガイドウェイバス	大曽根～小幡緑地間
名鉄バス	名鉄バスセンター～あいち航空ミュージアム間 西春駅～名古屋空港間 J R 岡崎駅～奥殿陣屋間
豊鉄バス	豊橋駅前～伊良湖岬間 本長篠駅前～田口間 鳳来寺～鳳来寺山頂間
岐阜バス	犬山駅東口～モンキーパーク・リトルワールド間 犬山駅東口～明治村間

8 料金の還付

- (1) 愛知D Cフリーきっぷの還付は、未使用の場合に限り、発売箇所において取り扱い、その期間は、券面記載の使用日までとします。ただし、個人型旅行商品とセット（組込み）で発売した場合には、往路・復路の（契）乗車票と同時に払い戻す場合に限りです。
- (2) 愛知D Cフリーきっぷを還付する場合における手数料は、1枚につき220円とします。

9 不正使用

愛知D Cフリーきっぷの本市の交通機関における不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(1) 大人券



縦 5.7 cm

横 12 cm

(2) 小児券



縦 5.7 cm

横 12 cm

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課

名古屋市交通局告示第 12 号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成 23 年名古屋市交通局告示第 20 号（料金等徴収事務の委託について）の一部を次のように改正します。

平成 30 年 8 月 28 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

表中東海旅客鉄道株式会社の項を次のように改めます。

東海旅客鉄道株式会社 名古屋市中村区名駅 一丁目 1 番 4 号 J R セントラルタワーズ	(1) 乗車料金
	ア 高速条例に規定する定期券の料金
	イ 高速規程に規定する割引定期券の料金
	ウ 連絡運輸規程に規定する学生通学定期券及び 割引学生通学定期券の料金
	エ 平成 30 年名古屋市交通局告示第 11 号（愛 知 D C フリーきっぷの発売について）に規定す る愛知 D C フリーきっぷの料金
	オ 高速規程に規定する臨時普通券の料金
	(2) 手数料 前号エに係る還付の手数料
	(3) 増料金等 無札又は乗車券不正使用の乗客から収受する 乗車料金及び増料金

表株式会社めいかん企画の項の次に次のように加えます。

北海道旅客鉄道株式 会社 北海道札幌市中央区	(1) 乗車料金 平成 30 年名古屋市交通局告示第 11 号（愛知 D C フリーきっぷの発売について）に規定する愛
------------------------------	---

北十一条西十五丁目 1 番 1 号	知DCフリーきっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
東日本旅客鉄道株式 会社 東京都渋谷区代々木 二丁目 2 番 2 号	(1) 乗車料金 平成 3 0 年名古屋市交通局告示第 1 1 号（愛知 DCフリーきっぷの発売について）に規定する愛 知DCフリーきっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
西日本旅客鉄道株式 会社 大阪市北区芝田二丁 目 4 番 2 4 号	(1) 乗車料金 平成 3 0 年名古屋市交通局告示第 1 1 号（愛知 DCフリーきっぷの発売について）に規定する愛 知DCフリーきっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
四国旅客鉄道株式会 社 香川県高松市浜ノ町 8 番 3 3 号	(1) 乗車料金 平成 3 0 年名古屋市交通局告示第 1 1 号（愛知 DCフリーきっぷの発売について）に規定する愛 知DCフリーきっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料
九州旅客鉄道株式会 社 福岡県福岡市博多区 博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号	(1) 乗車料金 平成 3 0 年名古屋市交通局告示第 1 1 号（愛知 DCフリーきっぷの発売について）に規定する愛 知DCフリーきっぷの料金 (2) 手数料 前号に係る還付の手数料

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第 17 号

連絡運輸規程（昭和 54 年名古屋市交通局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 8 月 28 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、必要がある場合には、連絡運輸の範囲以外の乗車券を発売することができる。この場合の通用期間、料金、発売場所等の発売条件及び様式については、その都度定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほかに36筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	ジェイアールセントラルビル(株)	代表取締役 吉川 直利	名古屋市中村区名駅一丁目1番3号	変更なし	代表取締役 坪内 良人	変更なし	平成30年6月28日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	東海キヨスク(株)	代表取締役 中村 満	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号	変更なし	代表取締役 田中 君明	変更なし	平成30年6月27日
2	(株)郵便局物販サービス	代表取締役 清水 真悟	東京都江東区東陽四丁目1番13号	変更なし	代表取締役 速水 真悟	変更なし	平成30年8月7日

3 変更の日

- (1) 設置者については、2(1)で既述
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者の誤記修正のため

5 届出の日

平成30年 8月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 8月28日から同年12月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年12月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市西区二方町40番の 5 外17筆	名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三菱UFJリース(株)	代表取締役 白石 正	東京都千代田区丸の内一丁目 5番 1号	変更なし	代表取締役 柳井 隆博	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 8月 2日

(2) 設置者については、平成29年 6月29日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 8月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 8月28日から同年12月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年12月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
本館棟東側駐輪場	71台	87台
本館棟南側駐輪場	155台	163台
本館棟西側駐輪場	332台	217台
本館棟南西側駐輪場①	—	16台
本館棟南西側駐輪場②	—	32台
本館棟南西側駐輪場③	—	10台
本館棟南西側駐輪場④	—	20台
本館棟北側駐輪場	392台	436台
シネマ棟東側平面駐輪場	103台	67台
シネマ棟南東側平面駐輪場	60台	78台
シネマ棟南西側平面駐輪場	10台	—
スポーツ棟南側平面駐輪場	20台	変更なし
スポーツ棟西側平面駐輪場	20台	変更なし
計	1,163台	1,166台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 6月 1日

4 変更しようとする理由

本館棟西側エントランス改修工事及び来店客の利便性向上のため

5 届出の日

平成30年 8月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

西区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 8月28日から同年12月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年12月28日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

認可地縁団体の所有不動産の登記移転等に係る公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2第 1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）が行った同法第 260条の38第 1項の規定に基づく申請を相当と認めるので、同条第 2項の規定により次のとおり公告します。

なお、当該申請を行った認可地縁団体が同条第 1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、市長に対し異議を申し出ることができます。

平成30年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申請を行った認可地縁団体の名称

白水住宅公民会

2 申請を行った認可地縁団体の区域

名古屋市南区白水町36番地全域並びに滝春町 6番地の15から25まで

3 申請を行った認可地縁団体の主たる事務所の所在地

名古屋市南区白水町36番地の 196

4 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	193.12平方メートル	名古屋市南区白水町36番 196

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
村松 走馬	名古屋市南区白水町36番地の 179

菱田 貞信	名古屋市南区白水町36番地の50
山田 秋雄	名古屋市南区白水町36番地
山内 隆	名古屋市南区白水町36番地の 156

5 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間等

(1) 期間

平成30年 8月29日から同年11月29日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3第 3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類等を添えて提出してください。

(3) 提出先

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 8月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前		変更後	
名 称	所在地	名 称	所在地
丸栄本店・栄ビル	名古屋市中区栄三丁目 301番 1 ほか47筆	栄ビル	名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)丸栄	代表取締役 濱島 吉充	名古屋市中区栄三丁目 3番 1号	—	—	—

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	

1	(株)丸栄	代表取締役 濱島 吉充	名古屋市中 区栄三丁目 3番 1号	—	—	—	平成 30年 7月 1日
2	(株)アーミッ シュ	代表取締役 田村 登	東京都渋谷 区神泉19番 1号	—	—	—	平成 30年 4月 15日
3	(有)グローバ ル	代表取締役 小塚 安代	名古屋市中 区佐野 2番 地 4	—	—	—	平成 30年 2月 28日
4	(株)ローソン HMVエン タテイメン ト	代表取締役 坂本 健	東京都品川 区大崎一丁 目11番 2号	(株)ローソン エンタテイ メント	変更なし	変更なし	平成 30年 6月 1日
5	エル・エル ・ビーン・ インターナ ショナル	代表取締役 バコ・ラッ コ	東京都武蔵 野市吉祥寺 南町一丁目 16番 3号	変更なし	代表取締役 青木 久仁 子	変更なし	平成 29年 9月 30日
6	(株)D o c l a s s e t h e S t o r e	代表取締役 浜 恵子	東京都目黒 区八雲三丁 目23番20号	変更なし	代表取締役 林 恵子	変更なし	平成 30年 6月 1日
7	—	—	—	(株)エーエス ピー	代表取締役 一見 勉	東京都中央 区日本橋人 形町三丁目 3番13号	平成 30年 5月 30日
8	—	—	—	(株)ミズワン	代表取締役 水本 晶大	大阪市中央 区南本町二 丁目 4番48 号	平成 30年 7月 2日

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地並びに設置者については、平成30年 7月 1日
- (2) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地、設置者並びにNo. 1の小売業者については、丸栄本店の閉店のため

- (2) No. 2及びNo. 3の小売業者については、退店のため
- (3) No. 4の小売業者については、社名変更のため
- (4) No. 5の小売業者については、代表者変更のため
- (5) No. 6の小売業者については、代表者の氏名変更のため
- (6) No. 7及びNo. 8の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成30年 8月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 8月29日から平成31年 1月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月 4日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1427号	片山機材 (株)	片山 政勝	愛知県一宮市印田通 五丁目14番地	平成30年 7月18日
第1428号	日化メン テナンス (株)	戸井 信一	名古屋市名東区上社 四丁目 128番地	平成30年 7月18日
第1429号	八島エン 지니어リ ング(株)	八島 進	名古屋市中村区中村 町 5丁目78番地 2	平成30年 7月18日
第1430号	(株)アズク リエイテ ィブ	河北 裕介	名古屋市中区錦二丁 目 5番12号パシフィ ックスクエア名古屋 錦ビル 3階	平成30年 7月18日
第1374号	NEW L I F E (株)	高田 浩二	名古屋市港区惟信町 2丁目19番地の 7	平成30年 7月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 201号	江口管工事商会	江口 募	名古屋市港区西福田五丁目1902番地	平成30年 7月 4日
第1374号	NEW LIFE	高田 浩二	名古屋市港区惟信町2丁目19番地の 7	平成30年 7月24日
第 630号	(有)サンケン設備	牧野 憲三	名古屋市昭和区陶生町 2丁目16番地の 8	平成30年 7月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1427号	片山機材 (株)	片山 政勝	愛知県一宮市印田通 五丁目14番地	平成30年 7月18日
第1429号	八島エン 지니어リ ング(株)	八島 進	名古屋市中村区中村 町 5丁目78番地 2	平成30年 7月18日
第1374号	NEW L I F E (株)	高田 浩二	名古屋市港区惟信町 2丁目19番地の 7	平成30年 7月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第 1項第 3号の規定により公告する。

平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 201号	江口管工事商会	江口 募	名古屋市港区西福田五丁目1902番地	平成30年 7月 4日
第1374号	NEW LIFE	高田 浩二	名古屋市港区惟信町2丁目19番地の 7	平成30年 7月24日
第 630号	(有)サンケン設備	牧野 憲三	名古屋市昭和区陶生町 2丁目16番地の 8	平成30年 7月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 551号	白川設備工業(有)	田口 鉦伸	田口 広樹	平成30年 7月25日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1108号	(株)F I N E	名古屋市港区千鳥二丁目 3番 2号	名古屋市港区港楽三丁目 8番16号明興産業ビル2階	平成30年 7月10日
第 551号	白川設備工業(有)	名古屋市北区神明町35番地の 1	名古屋市中川区吉津二丁目1607番地	平成30年 7月25日
第1285号	丸竹設備(株)	名古屋市東区徳川一丁目15番13号	名古屋市東区徳川町 712番地	平成30年 7月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課